

議案第54号

天理市柳本駅舎条例の制定について

天理市柳本駅舎条例を次のように制定しようとする。

平成30年12月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市柳本駅舎条例

(設置)

第1条 本市の観光、物産等に関する情報及び市民の交流の場を提供し、柳本駅の利用者の利便性の向上を図ることにより、観光及び産業の振興等の地域の活性化に資するため、柳本駅舎を設置する。

(名称、位置及び構成)

第2条 柳本駅舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市柳本駅舎	天理市柳本町1306番地1

2 天理市柳本駅舎（以下「駅舎」という。）は、次の施設その他当該施設に附帯する施設により構成する。

- (1) 多目的利用施設
- (2) 待合所

(事業)

第3条 駅舎は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光情報の提供、宣伝及び収集に関すること。
- (2) 地域の魅力を発信するための特産物等の展示及び販売、飲食物の提供並びにイベントに関すること。
- (3) 地域住民、観光客等が交流する場所の提供に関すること。
- (4) その他必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、駅舎の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(開館時間及び休館日)

第5条 駅舎の開館時間及び休館日については、規則で定める。

(入場の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駅舎への入場を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。
- (3) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- (6) その他不相当と認めるとき。

(自主事業)

第7条 指定管理者は、駅舎の設置の目的の範囲内で自主事業を営むことができる。

(損害賠償等)

第8条 駅舎の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。